

○かほく市競争入札参加資格審査（建設工事）に係る主観的事項審査要領

平成17年3月1日

告示第13号

改正 平成21年1月5日告示第2号

平成23年2月18日告示第8号

平成30年1月18日告示第4号

（趣旨）

第1条 この告示は、かほく市建設工事等入札参加資格審査及び指名選定要綱（平成16年かほく市告示第79号）別表第1備考第1項第1号に規定する主観的事項の審査（以下「主観的事項の審査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（主観的事項の審査対象等）

第2条 主観的事項の審査は、かほく市内に本店、支店又は営業所を有する建設業者（以下「市内建設業者」という。）を対象として、別表に掲げる項目について行う。

（主観的事項の審査書類等）

第3条 主観的事項の審査を受けようとする者（以下「受審者」という。）で別表に掲げる項目のうち、第2、3、5、6及び7について審査を受けようとする者は、主観的事項調査票（別記様式）に別表第3項の表確認書類の欄に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の主観的事項調査票の提出期限は、次の各号のいずれかとする。

（1） 市内建設業者（次号に該当する者を除く。） 毎年2月末日

（2） 市内建設業者であって、新たに別表第1項の表に掲げる事項に該当した者 随時

（主観点数の適用）

第4条 主観点数は、別表第1項の表による評点を合計して算定する。

2 別表第1項第2、3、4、5、6、7及び8は、全ての申請業種に配点する。

3 別表第1項第1は、該当業種に配点する。

4 主観点数は、当該1年度限りを有効期間とする。

（主観的事項の審査結果）

第5条 受審者に対する主観的事項の審査結果の通知は、入札参加資格の決定の通知をもって行う。ただし、受審者に対し入札参加資格の決定の通知を行わない場合には、次項に規定する公表をもって通知に代えるものとする。

2 主観的事項の審査結果は、請負業者有資格者名簿と併せて公表する。

（その他）

第6条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成17年2月28日までに提出された平成17・18年度建設工事競争入札参加資格審査申請書に任意書類として第3条第1項に規定する書類若しくは同一内容とみなすことができる書類が添付されていた場合又はこの告示の公表の日から平成17年12月31日までに第3条第1項に規定する書類が提出された場合には、第3条第2項の規定にかかわらず審査書類がこの告示の規定により提出されたものとみなして取扱うものとする。

附 則（平成21年1月5日告示第2号）

この告示は、平成21年2月2日から施行する。

附 則（平成23年2月18日告示第8号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月18日告示第4号）
この告示は、平成30年2月1日から施行する。

別表（第2条、第3条及び第4条関係）

1 評価項目、算定方法及び評点

評価項目	算定方法及び評点
技術力	
1 優良工事表彰	前年度において、かほく市優良建設工事表彰規程に基づき、表彰を受けた者に加点する。 10点
2 ISO9001又はISO9002の 認証取得	ISO9001又はISO9002について公益財団法人日本適合性認定協会（以下、「JAB」という。）に認定されている審査登録機関又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証を取得している者に加点する。 10点
社会性	
3 ISO14001の認証取得、又は エコアクション21 認証登録	ISO14001についてJABに認定されている審査登録機関又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証を取得している者に加点する。 10点
	エコアクション21において、一般財団法人持続性推進機構に認証・登録されている者に加点する。 ※ISO14001の認証を受け主観点数を加点された者には、加点しない。 5点
4 災害時等における協力 者等	かほく市と災害協定を締結している協会等の会員である協力者に 加点する。 10点
	かほく市と除雪委託契約を締結している者に加点する。 (1) 自社調達の建設機械で除雪業務を行っている者 建設機械1台あたり 10点 (2) 市から貸与された建設機械で除雪契約を行っている者 建設機械1台あたり 5点
5 次世代育成雇用環境の 整備	「次世代育成支援対策推進法」第12条に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出した者に加点する。 10点
6 障害者の雇用	「障害者の雇用の促進等に関する法律」第2条に定める障害者を常時雇用している者に加点する。 (1) 常時雇用する労働者が50人以上の者で、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条に基づき障害者を雇用し、かつ常用労働者の数に対する障害者の割合（障害者雇用率）が同法に定める率（法定雇用率）以上である者 10点 (2) 常時雇用する労働者が49人以下の者で、毎年度の直前の12月31日現在において、障害者を1人以上雇用している者 10点
7 社会的取組み	消防団協力事業所表示制度について、「協力事業所」として認定されている者 5点

	保護観察対象者等の協力雇用主として金沢保護観察所に登録している者 5点												
8 指名停止	<p>前年度において、「かほく市建設工事請負業者の指名停止に関する要綱」に基づき、指名停止措置を受けた者について、指名停止期間に応じ、表に定める点数を減点する。</p> <p>なお、期間内に2回以上指名停止の措置を受けた場合は、それぞれの点数を減点する。</p> <p>表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指名停止期間</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2週間未満</td> <td>-10点</td> </tr> <tr> <td>2週間以上～1ヵ月未満</td> <td>-20点</td> </tr> <tr> <td>1ヵ月以上～2ヵ月未満</td> <td>-30点</td> </tr> <tr> <td>2ヵ月以上～3ヵ月未満</td> <td>-40点</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上</td> <td>-50点</td> </tr> </tbody> </table>	指名停止期間	点数	2週間未満	-10点	2週間以上～1ヵ月未満	-20点	1ヵ月以上～2ヵ月未満	-30点	2ヵ月以上～3ヵ月未満	-40点	3ヵ月以上	-50点
指名停止期間	点数												
2週間未満	-10点												
2週間以上～1ヵ月未満	-20点												
1ヵ月以上～2ヵ月未満	-30点												
2ヵ月以上～3ヵ月未満	-40点												
3ヵ月以上	-50点												

2 審査基準日

審査の基準となる日は、審査資料を提出する日の属する年度の12月31日とする。ただし、新たに前項の表審査対象の欄に掲げる事項に該当した者が資格申請を行うことに係る審査の基準となる日は、当該申請を提出する日の属する年度の前年度の12月31日とする。

3 確認書類

区分	確認書類
第1項の表第2、3、5、6及び7に該当する者	登録証の写し及び認証範囲の確認できる書類の写し (日本語で記載されていない場合は、日本語訳を添付)